# 環境影響評価審查書

# 24 宗教法人光明寺墓地建設事業

# | 総括事項

「宗教法人光明寺墓地建設事業」は、京浜急行三崎口駅の南東約3キロメートルの金田湾を望む三浦市内の丘陵地 に、県内の浄土宗各寺院の墓地不足解消の要請に応えるため、墓地造成をしようとするものである。

事業予定地は、金田湾の海岸線から約500メートルの所に位置し、標高16メートルから66メートルの緩斜面からなっており、事業予定地を含む周辺一帯は、良好な自然環境を保全すべき「剣崎岩堂山近郊緑地保全区域」に指定されている。

事業予定地周辺は、事業予定地に近接又は隣接して、海岸線及びその周辺を主にした「下浦海岸風致地区」及び「松輪毘沙門風致地区」に指定され、良好な自然環境が維持されている。

また、事業予定地に接する台地の平坦部は畑地として利用され、斜面部はモザイク状に樹林地が入り組んだ三浦半島らしい自然環境となっている。

事業計画では、こうした地域の一角12.6ヘクタールの土地に宗教法人光明寺が5,485区画の墓地造成のほか、法要堂、管理事務所などを建設しようとするものである。

事業予定地は、全体面積の約3分の1に当たる約4ヘクタールが昭和48年に大学のグラウンドとして開発されたところであるが、現在では一部を野球場として市民利用に供しているほかは、ほとんど利用されずに今日に至っている。事業予定地の外周部はオニシバリーコナラ群集が主体であるものの、ヤブコウジースダジイ群集もあり、全体としてヤブコウジースダジイ群集への遷移が顕著に認められるなど、三浦丘陵の樹林に続く貴重な植生となっている。

このように、事業予定地は自然環境を保全することを本旨とする首都圏近郊緑地保全区域に指定されているほか、風致の維持を目的とする風致地区にも接っしているところであるが、事業予定地は、すでに一次開発がなされ、 緑地が相当程度消滅し、外周部のみに緑地が残されている現況にある。

このため、首都圏近郊緑地保全区域内での開発であること、三浦市の特色である斜面緑地の形成、周辺緑地との 連坦を図る必要があること等を考慮すると、残された緑地の保全はもとより、積極的に緑地を創造していくことが望 まれる。

事業実施に当たっては、これらの立地条件をもとに現況緑地を極力保存するとともに、事業の性格から自然景観に違和感を生じさせることも考えられるので、周辺地域からの景観対策に配慮した緑化等の対策を講じる必要がある。

一方、この地域は道路の整備状況等からみて、必ずしも道路事情は良好とはいえず、彼岸等の墓参者の集中時に は車輌が相当程度見込まれることから、このことを考慮した交通安全対策が必要である。

以上の基本的な視点を重視し、また工事中における周辺環境への影響を考慮して事業を進める必要があり、さらに環境影響予測評価書案の中の個別事項に係る審査をした結果は次のとおりである。

事業者が環境影響予測評価書を作成するにあたっては、この内容を十分に踏まえ、適切な対応をする必要がある。

# Ⅱ 個別事項

#### 1 水質汚濁

汚水の発生源となるものは、法要堂、管理事務所からの生活雑排水、し尿及び駐車場や墓地内に設置される手洗 所からのし尿である。汚水は土壌被覆型接触ばっき方式の65人槽の浄化槽で処理し、排水路を経て敷地外に放流され る計画となっている。

通常は少ない汚水量であるが、彼岸や盆には墓参者が最大4,200人程度集中すると予測されている。しかし、設置される小規模の浄化槽では、この集中時に汚水が処理しきれないことが考えられる。

このため、汚水貯留施設の設置などこれら汚水を臨機に処理する適切な方策を検討すること。

# 2 騒音-建設作業騒音

振動-建設作業振動

騒音、振動が発生する工事には切盛土工、道路工及び転圧整地工があるが、これらの工事が集中する工事開始後 7~8ヶ月目には、事業予定地のほぼ中央部の切盛土工や道路工等と金田地区住宅地に近接した部分の切盛土工が行われる計画になっている。これら2ヶ所の工事については、金田地区側の工事が先行する工程から、それぞれ別に予測がされているが、時期によっては工事が重複する可能性もあるので、その場合の騒音、振動の影響について予測、評価し、その結果によっては対策を検討すること。

#### 3 廃棄物

供用後発生する廃棄物は、供物、生花及び汚水処理施設からの汚泥であり、汚泥は委託処理することになっている。供物等は管理人により回収されて焼却炉による処分が予定されているが、彼岸や盆など墓参者の集中時には1日当たり約1,400キログラムの廃棄物量となり、計画の1時間当たり120キログラムの処理能力の焼却炉では処理しきれないことがあり、保管の状況等によっては散乱等により周辺に影響が及ぶことも考えられる。

このため、処理しきれない廃棄物の保管や搬出など処理方法を具体的に検討すること。

# 4 動物・植物・生態系

事業予定地周辺は、平坦地に野菜を中心とした農耕地が広がり、斜面部は樹林がモザイク状に入り込んでいる。 この樹林地は比較的良好な状態にあり、三浦らしい景観となっている。

また、この地域は、自然環境を保持することを本旨とされている首都圏近郊緑地保全区域に指定されているため、事業実施にあたっては、積極的な自然環境の保全措置が望まれる。

計画では、すでに一次開発されている平坦部を中心に造成することになっているが、土工事の一部は丘陵地の斜面部におよぶため、緑地部分は減少することになる。この斜面地には、三浦半島の貴重な植物群として位置づけられているヤブコウジースダジイ群集が含まれており、シイ・タブ等の大径木も存在する。

これらを含めた緑は、地域住民の生活環境要素として重要であることはもとより、半島の先端地域に存在する緑は、野鳥の「渡り」や越冬地としても重要な役割を担っていると考えられること等を十分認識すること。

このため、造成規模を極力抑え、保有緑地を多く取り入れるなど、緑地環境の保全策について再検討すること。 また、保存緑地については、永続的に保全が図られるようにするとともに、植栽計画についても、現有する樹林 に合わせた植栽を実施するなど早期に豊かな自然の復元が図られるよう、具体的対策を検討すること。

### 5 景 観

事業予定地周囲に斜面緑地が残存し、周辺からはある程度遮へいされた空間となっている。しかしながら、今回の事業実施により、金田地区側の斜面他の一部が切土されるほか、墓地造成とあわせ法要堂、管理事務所などが建設されることから、事業予定地東側の住宅地等からの眺望、市道19号から金田湾方向の展望など周辺地域からの自然景観に違和感を生じさせることも考えられる。

このため、周囲の風致景観と調和するよう事業予定地の外周の保存緑地を充実させるとともに、必要に応じて修 景植栽を積極的に行い、さらに建物の位置についても検討すること。

# 6 安全 - 交通安全

事業予定地の造成に当たっては、切盛バランスを考慮し、残土の搬出はしないことになっているが、造成に必要となる資機材の搬入に当たり大型車を含む車輌が道路幅の狭い市道21号を通行することになる。

また、供用後、彼岸や盆など墓参者の集中時には、市道21号及び整備が予定されている市道19号からの出入口付 近等は、交通混雑が予想される。

このため、道路の整備状況、地域住民への影響を十分調査のうえ、工事中の交通安全対策の徹底と供用後の車輌 の誘導、墓参者の輪送方法について検討すること。